

第3回定例会議事日程（第6号）

- 第 1 議案第40号 平成24年度いちき串木野市一般会計決算認定について
- 第 2 議案第41号 平成24年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第 3 議案第42号 平成24年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 4 議案第43号 平成24年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第 5 議案第44号 平成24年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について
- 第 6 議案第45号 平成24年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について
- 第 7 議案第46号 平成24年度いちき串木野市国民宿舎特別会計決算認定について
- 第 8 議案第47号 平成24年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第 9 議案第48号 平成24年度いちき串木野市療育事業特別会計決算認定について
- 第10 議案第49号 平成24年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第11 議案第50号 平成24年度いちき串木野市水道事業会計決算による剰余金の処分について
- 第12 議案第51号 平成24年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について
- 第13 議案第52号 いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第53号 消防ポンプ自動車の購入について
- 第15 平成24年分陳情第8号 川内原発1, 2号機の再稼働を認めないことを求める陳情
- 第16 陳情第2号 川内原子力発電所1号機・2号機の再稼働に反対する陳情
- 第17 陳情第3号 川内原子力発電所1号機・2号機の再稼働に反対する陳情
- 第18 陳情第5号 川内原発1・2号機の再稼働を認めないことを求める陳情
- 第19 陳情第7号 川内原発1・2号機の再稼働に反対する陳情
- 第20 陳情第9号 川内原発再稼働を容認しないよう求める陳情
- 第21 平成23年分陳情第13号 川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回をを求める意見書提出についての陳情
- 第22 陳情第1号 川内原発3号機の増設中止と1・2号機の廃炉を求める陳情
- 第23 陳情第4号 原発・原発依存の自治体運営からの撤退を求める陳情
- 第24 陳情第8号 川内原発1・2号機の再稼働並びに3号機の増設中止を求める陳情
- 第25 陳情第10号 すべての原発からただちに撤退することを決断し、川内原発1、2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情
- 第26 平成24年分陳情第6号 原発からの撤退、再生可能エネルギーへの転換を求める陳情
- 第27 平成24年分陳情第2号 原発から撤退し、再生可能エネルギーを活用した地域づくりを求める陳情
- 第28 平成24年分陳情第3号 電源開発促進税の用途を改め再生可能エネルギー等に活用

するよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情

- 第 2 9 議案第 5 4 号 いちき串木野市子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 3 0 議案第 5 5 号 いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 1 議案第 5 6 号 いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の制定について
- 第 3 2 議案第 5 7 号 バスケットゴールの購入について
- 第 3 3 国特予算議案第 2 号 平成 2 5 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 3 4 介特予算議案第 2 号 平成 2 5 年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 3 5 後特予算議案第 2 号 平成 2 5 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 3 6 請願第 1 号 教育予算の拡充について
- 第 3 7 議案第 5 8 号 いちき串木野市家畜導入事業基金条例の制定について
- 第 3 8 議案第 5 9 号 いちき串木野市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 9 議案第 6 0 号 市道の廃止及び認定について
- 第 4 0 国宿特予算議案第 2 号 平成 2 5 年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 4 1 予算議案第 4 号 平成 2 5 年度いちき串木野市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 追加日程第 1 意見書案第 2 号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 第 4 2 所管事務調査の結果報告について
- 第 4 3 所管事務調査の結果報告について
- 第 4 4 所管事務調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 18名

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 平石耕二君 | 10番 | 西別府治君 |
| 2番 | 西中間義徳君 | 11番 | 楮山四夫君 |
| 3番 | 宇都隆雄君 | 12番 | 竹之内勉君 |
| 4番 | 中村敏彦君 | 13番 | 寺師和男君 |
| 5番 | 南竹篤己君 | 14番 | 原口政敏君 |
| 6番 | 中里純人君 | 15番 | 宇都耕平君 |
| 7番 | 枇榔秋信君 | 16番 | 福田清宏君 |
| 8番 | 濱田尚君 | 17番 | 東勝巳君 |
| 9番 | 東育代君 | 18番 | 下迫田良信君 |

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | | | |
|---|---|-------|---|---|-------|
| 局 | 長 | 木下琢治君 | 主 | 査 | 石元謙吾君 |
| 補 | 佐 | 平川秀孝君 | 主 | 査 | 岩下敬史君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 田畑誠一君 | 財 | 政 | 課 | 長 | 中 | 屋 | 謙 | 治 | 君 | | | | | | | |
| 副 | 市 | 長 | 石 | 田 | 信 | 一 | 君 | 市 | 来 | 支 | 所 | 長 | 吉 | 田 | 裕 | 史 | 君 | |
| 教 | 育 | 長 | 山 | 下 | 卓 | 朗 | 君 | 教 | 委 | 総 | 務 | 課 | 長 | 白 | 井 | 喜 | 宣 | 君 |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 前 | 屋 | 謙 | 三 | 君 | 消 | 防 | 長 | 深 | 山 | 龍 | 朗 | 君 | | |
| 政 | 策 | 課 | 長 | 田 | 中 | 和 | 幸 | 君 | | | | | | | | | | |

平成25年9月30日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告します。

市長から報告のあった平成24年度いちき串木野市健全化判断比率について、及び平成24年度いちき串木野市資金不足比率について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第12

議案第40号～議案第51号一括上程

○議長（下迫田良信君） それでは、日程第1、議案第40号から日程第12、議案第51号までを一括して議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

[決算審査特別委員長 枇榔秋信君登壇]

○決算審査特別委員長（枇榔秋信君） 皆さん、おはようございます。いよいよ、本議会も千秋楽になりました。

私ども決算審査特別委員会に付託された案件は、一般会計ほか10会計に係る平成24年度会計決算認定等の議案12件であります。

去る8月27日から8月30日までの4日間にわたり、議長と監査委員を除く全議員による委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。なお、審査に当たっては、現地調査を実施するとともに、決算資料を徴し、積極的な審査に努めたところであります。

まず、議案第40号平成24年度いちき串木野市一般会計決算認定についてであります。

決算の収支状況につきましては、歳入において収入済額は調定額に対し収入率97%の166億6,202万6,587円、歳出において支出済額は執行率89.6%の158億572万8,386円で、収支差し引き8億5,629万

8,201円となり、翌年度に繰り越すべき財源2億1,028万7,000円を差し引いた実質収支額は6億4,601万1,201円となっております。

それでは、歳入から順を追って御報告申し上げます。

まず、1款市税についてであります。

平成24年度決算における市税は、普通税全体で調定額33億4,043万2,174円に対し、収入済額は31億1,330万6,354円で、前年度と比較すると、収入済額で2億9,683万1,232円の減となっております。また、徴収率は93.2%で、前年度と比較し0.37ポイント上昇しております。

翌年度への滞納繰越額は、不納欠損額として183件の1,551万8,329円を処分した結果、前年度と比較すると1,116万230円減の2億1,160万7,491円を繰り越すとのことであります。

審査の中で、市税が減収になった要因について質したところ、減の主な要因は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金において、国家石油地下備蓄基地の5年に1度の償却資産の見直しが行われたことによる約2億2,000万円の減や、固定資産税において3年に1度の評価替え等に伴う約9,400万円の減などであるとの答弁であります。

次に、9款地方交付税についてであります。

普通交付税は前年度に対し5,933万9,000円の減、また特別交付税は前年度に対し280万5,000円の増で、臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は64億1,984万6,000円となり、前年度に対し4,450万2,000円の減となっております。

審査の中で、市税の減等により基準財政収入額が減少しているが、地方交付税は増加しないのかと質したところ、基準財政収入額は減少しているが、基準財政需要額も費目の統廃合や単位費用の改定、錯誤措置等により減少していることから、減額となっているとの答弁であります。

次に、15款財産収入についてであります。

財産売り払い収入の不動産売り払い収入は12件、19筆分の市有地処分金1億7,565万4,449円が主なるものであります。

委員の中から、市の未利用財産については現状を

十分に勘案しながら処分に努めてもらいたい旨の意見が述べられたのであります。

次に、歳出について御報告申し上げます。

まず、2款総務費についてであります。

共生協働推進費は、本浦交流センターなど交流センター整備費のほか、地区まちづくり協議会運営補助金が主なるものであります。

審査の中で、新設された交流センターの利用等に関しては不便を感じている地区もあると聞かすが、どのように考えているのかと質したところ、使い勝手のいい施設にしていくべきだと考えており、地域ごとに利用形態を考えながら、交流センターの機能を充実させるべく、よりよい方向に改善していきたいとの答弁であります。

次に、3款民生費についてであります。

児童福祉費は、児童手当給付費や市立保育所運営費などが主なものであります。審査の中で、保育所の待機児童の状況について質したところ、平成24年度は2人ほど待機児童がいた時期があったが、1週間程度で解消された。平成25年3月1日現在の保育児童数は定員数535人に対し663人で、共働きや0歳児から預ける人が増えてきており、今後待機児童の発生が心配されるとの答弁であります。

また、今後の対応について質したところ、待機児童が発生しないように生福保育所の定員を見直すことで、受け入れできる体制をつくっていくことも考えたとの答弁であります。

生活保護費は扶助費が主なるもので、平成24年度の月平均の被保護者は233世帯316人で、前年度と比較して14世帯、33人の増となっております。

審査の中で、生活保護受給者の就労支援について質したところ、市で就労支援相談員を配置して、ハローワークとの連携を持ちながら、就労支援活動を行っているとのことで、平成24年度は26人が就職し、そのうち6人が保護を離れたとの答弁であります。委員の中から、ハローワークだけではなく、企業を回って就職支援活動を積極的に展開すべきとの意見が述べられたのであります。

次に、4款衛生費についてであります。

保健衛生総務費は、妊婦健診等各種検診や各種予

防接種事業が主なるものであります。

審査の中で子宮頸がん予防ワクチンの接種における健康被害について質したところ、本市での健康被害の報告は現時点で1件のしびれの報告があったが、快方に向かわれているとの答弁であります。

不妊治療費助成事業では、平成24年度に10件の助成を行い、このうち5人に母子手帳交付を行ったとのことであります。委員の中から、助成制度のPRなど周知徹底を図るべきとの意見が述べられたのであります。

次に、6款農林水産業費についてであります。

農業費の審査の中では、環境保全型農業推進事業補助金等の各種補助金制度について、補助対象者等に対しては、わかりやすく、きめ細かな情報提供に努めるべきであるとの意見が述べられたのであります。

また、農地利用推進員については、農業担い手等への利用権設定の推進や遊休農地の解消などに努められているが、用地交渉など一人での作業は非常に負担が大きいことから、人員増についての検討と推進員の業務内容について十分な認知がされるよう、推進員制度の周知に努めるべきであるとの意見が述べられたのであります。

水産業費の審査の中では、本市の基幹産業であるマグロ漁業について日本人従事者が高齢化していることから、さらなる後継者対策に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、7款商工費の審査の中で、いきいきバスといきいきタクシーの利用状況について質したところ、運行ルートの見直しを図るなど、新しい方式に変更し、広報啓発に努めた結果、いきいきバスについては現状で推移し、いきいきタクシーについては着実に利用者が増えてきているとの答弁であります。

委員の中から、特に土川地区などは高齢者が利用しづらい状況にあることから、高齢者等にも優しい運行ルートになるよう調整に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、8款土木費は、御倉町3号線ほか24路線に係る道路維持工事費、下塩入線ほか12路線の道路新設改良工事費のほか、麓土地区画整理事業、ウッド

タウン住宅建設事業に係るものが主なるものであります。

委員の中から、南九州西回り自動車道については全線開通してこそ利便性が上がり、経済効果が生まれてくるものであることから、今後も鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会等を通して、早期完成をアピールするべきであるとの意見が述べられたのであります。

次に、9款消防費は、高規格救急自動車の購入、防災行政無線戸別受信器再整備事業、避難所等表示板設置事業などが主なるものであります。

審査の中で、防火水槽など防災水利の整備状況について質したところ、未整備箇所が9カ所あるが、年次的に整備を進めていきたいとの答弁であります。

委員の中から、火事はいつでもどこで起こるかかわからないことから、充足率が100%になるよう早急な整備に努めてもらいたいとの意見が述べられたのであります。また、避難所等表示板設置事業については、表示板の文字等は誰もが見やすい表示にしてほしいとの意見が述べられたのであります。

次に、10款教育費は串木野小学校などの耐震補強及び大規模改修工事のほか、総合体育館建設工事などが主なるものであります。

審査の中で、串木野小学校管理棟耐震補強工事における太陽光発電設備の事業費と発電量等について質したところ、太陽光発電設備の事業費は1,092万円で発電量については、本年5月2日が70.81キロワットあったとのことで、これを串木野小学校の電力契約に換算すると1,220円になり、昨年同時期の電気料金との比較で見ると、月に二、三万円程度の効果が見込まれるとの答弁であります。

また、家庭教育支援事業における小学1年生及び2年生長子家庭の家庭訪問活動について、面談率が8割程度となっている点に触れ、各家庭の状況を踏まえ、柔軟な対応のもと、全ての家庭の状況を把握してほしいとの意見が述べられたのであります。

給食費の審査の中では、給食費の未払いの状況について質したところ、平成24年度は未納がなく、平成23年度以前の未払いとなっていた給食費についても完納されたとのことであります。ちなみに、県内

19市の中では、本市のみが完納しているとの答弁であります。

次に、12款公債費についてであります。

平成24年度末の未償還元金は196億9,947万2,807円で、そのうち約116億円が後年度交付税措置される見込みであるとのことであります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で、認定すべきものと決しました。

次に、議案第41号平成24年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計決算認定についてであります。

歳入は、収入済額が前年度と比較して14.9%減少しており、その主なる要因は、市来中央地区基幹改良事業に係る起債の減によるものであるとのことであります。歳出の主なるものは、市来中央地区基幹改良事業に伴う内門地区の導入管布設工事、農道斉連ヶ段線配水管布設工事などであります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第42号平成24年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。

歳入において国民健康保険税の徴収率は、現年度分95.62%、滞納繰越分11.77%で、前年度より現年度分で0.37ポイント、滞納繰越分で0.57ポイントの増とのことであります。

また、実人員で90人、1,890万4,130円を不納欠損処分し、滞納繰越額は2億1,061万9,616円となっております。歳出は保険給付費共同事業拠出金、後期高齢者支援金などが主なるもので、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は614万7,213円とのことであります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第43号平成24年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計決算認定についてであります。

歳入は収入未済額が489万8,481円で、前年度と比較して7.9%減少しており、今後も引き続き未収対策に努めていきたいとのことであります。歳出の主なるものは、日出町及び恵比須町地区の管渠築造工事及び串木野クリーンセンターの維持管理費のほか、公債費であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第44号平成24年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定についてであります。

歳入の主なるものは、串木野青果株式会社からの施設使用料で、歳出の主なるものは、建設時に借り入れた市債の償還金等であります。串木野青果株式会社の運営状況は、人件費を含め経費削減に積極的に取り組み、平成22年度までは純利益を計上していたが、平成23年度以降は東日本大震災の影響もあり、市場での取り扱い量が大きく落ち込み、平成24年度は151万9,480円の損失を計上し、平成24年度末の累積赤字は1,543万3,382円とのものであります。

委員の中から、年々取引高が減少し、市場の運営として大変厳しい状況にあることから、施設使用料の改定についても検討してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第45号いちき串木野市介護保険特別会計決算認定についてであります。

歳入において、介護保険料の徴収率は95.4%で、前年度より0.3ポイント増とのものであります。また、滞納繰越額は245人で、2,699万4,575円になることとあります。歳出は保険給付費が主なるもので、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は6,746万9,380円とのものであります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第46号平成24年度いちき串木野市国民宿舎特別会計決算認定についてであります。

歳入の主なるものは、繰入金のほか、吹上浜荘、市来ふれあい温泉センターからの指定管理者納付金で、歳出の主なるものは、さのさ荘の便器取りかえや高圧受電設備修繕などの修繕料、吹上浜荘玄関前の車寄屋根改修工事等に係る工事請負費及び公債費であります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第47号平成24年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計決算認定についてであります。

歳入は下水道使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なるものは、処理場の維持管理経費及び公債費であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第48号いちき串木野市療育事業特別会計決算認定についてであります。

療育事業は、平成24年度まで生福保育所内で行っていた生福療育園の事業に係るもので、年間利用者件数は1,935件、前年度と比較して134件、7.4%の増で、平成24年度末の登録者数は22人とのものであります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第49号いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定についてであります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料と低所得者に対する政令減税補填分の保険基盤安定繰入金で、歳出の主なるものは、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成24年度いちき串木野市水道事業会計決算による剰余金の処分についてであります。

本案は、平成24年度いちき串木野市水道事業会計決算により生じた剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、平成24年度決算における未処分利益剰余金2億2,390万615円のうち、当年度純利益2,374万5,247円を企業債償還の補填財源となる減債積立金に積み立て、処分することとあります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号平成24年度いちき串木野市水道事業会計決算認定についてであります。

平成24年度の水道事業収益は、前年度と比較して367万9,055円の減となっており、最近の節水傾向による一般家庭、企業の使用水量の減が要因とのものであります。平成24年度の主な建設事業は、第6次拡張事業に伴う芋野原配水池の築造及び配管工事、

麓土地区画整理事業に伴う配水管布設及び布設替え工事等を行ったとのことであります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります

まず、議案第40号平成24年度いちき串木野市一般会計決算認定について、東勝巳議員の発言を許します。

○17番（東 勝巳君） 私は、日本共産党を代表して、議案第40号平成24年度いちき串木野市一般会計決算認定について反対の討論を行います。

市長は、本議案の概要説明の中で、政権交代した政府は、日本経済再生に向けた大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢、これにより長引く円高デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す緊急経済対策を定めました。地方自治体においては、これらに呼応した施策や事業に取り組むと述べています。この呼応とは、広辞苑によれば、「互いに気脈を通ずること。一方が呼べば相手が応答する」とあります。アベノミクスの第一の矢は、異常な金融政策、その結果、株価は上がり、それに並行して円安に大きく振れています。株高で数百億円を手にした大株主もおり、生活物価が値上がりし、圧倒的多数の庶民の暮らしはいよいよ苦しくなっています。

第二の矢、機動的財政出動は、借金を元手にした大型公共事業のばらまきで、財政の悪化を深刻化し、そのつけが国民に回される可能性が高いものであります。

第三の矢、成長戦略は、安倍総理が言う日本を世界で一番企業が活動しやすい国にする。解雇の自由化、サービス残業合法化など、労働者が最も働きにくい国になります。

第四の矢は消費税の増税、第五の矢は社会保障の改悪で、年金の引き下げ、介護医療費の庶民負担の増大などオンパレードになっています。

この貧困と格差の暴走から地方自治と市民の暮らしをどう守るかが地方自治体に問われています。アベノミクスと気脈を通じた施策の推進など、言語道断と言わなければなりません。

平成24年度一般会計決算について、幾つかの問題について述べます。

まず、予算執行が公共事業に偏っている問題であります。総合体育館の建設、羽島英国留学生記念館の建設、市道新設下塩入線、この三つの事業だけで30億円を超える財政支出となっています。これらの事業では、これから借金の返済、維持管理費など支出が増えるが、雇用も所得も税収も、この事業から生まれることは期待できません。

第2は、基幹産業の衰退に歯どめがかからない問題であります。決算成果説明書には、いちき串木野市総合計画に基づく施策を推進してきたとありますが、その総合計画には、本市の持続的な発展を支え、生き生きとしたまちを創出するためには産業の活性化が不可欠だと述べています。我がまちは、長い歴史の中で、農林漁業を基幹産業として発展し、現在もこれからも、このまちの持続的発展のかなめをなすものと確信しています。この基幹産業の衰退に、平成24年度、どう対応したか。漁港は整備されたが、沖に出る船は少なく、魚の水揚げも減り、漁村は活力を失っています。農村はどうか。水産業は、指導機関の市の水産課も廃止をしております。農業も活力を失い、辺地周辺地域から限界集落が広がっています。

行政は、国や県の方針を受け、地域農業マスタープランの作成をこの平成24年度力を入れてきました。その内容は、一部の特定の経営体に農地を集積し、9割を超す農家を農業生産から切り捨てるものであります。農業も農村もさらに荒廃化し、衰退はさらに深刻にならざるを得ません。市の面積の65%を占める山林も荒れ放題、鹿やイノシシの巣窟になっています。これが本市基幹産業の今の実態です。

宝の海、宝の山、宝の人材を基幹産業の活性化に

どう活かすか、行政の手腕が問われております。平成24年度の事業では、見るべき対策はありませんでした。

次は、財政規律について述べます。

本市24年度の財政指標は、財政力指数は平成22年度、23年度、24年度と連続して悪化し、0.41になっています。経常収支比率も3年連続で悪化し、24年度は93.3%まで落ち込んでいます。予算執行は89.6%で、実質収支額は6億4,600万余。実質収支の高どまりが続き、一般会計の基金残高は、24年度は17年度の2倍、42億円に押し上がっています。地方自治体は、貯金が増えたからといって自慢できるわけではありません。全ての収入を全て市民のために支出するという総計予算主義に基づかなければなりません。改善を求めます。

次に、市長など特別職の退職金について述べます。

4年間で退職金、市長は1,600万円余の支給になります。ここ十数年来国民所得は減り続け、市職員初め労働者の賃金は70万円も少なくなっており、市民は年金の削減、社会保険料の引き上げで、生活は一層厳しくなっています。こういう状況の中で、特別職の退職金の見直しは全く手つかずで、政治家としての倫理観、規範意識が厳しく問われる問題だと言わなければなりません。改善、見直しを強く求めます。

最後に原子力発電について触れます。

2011年の福島原発事故から2年半、放射能汚染水漏れなど深刻な状況が続いています。15万人余の県民が避難生活を余儀なくされ、子供たちに甲状腺がんの広がりも報道され、原発から自然エネルギーへの転換は国民的な要求に広がっています。本市は、川内原発から20キロ圏に全市が包まれる隣接地。多くの市民が原発の再稼働に反対しています。本市は、24年度も再稼働容認の方針を変えていません。国民と市民の声に応え、原発再稼働阻止へ方針を変えるよう強く要求し、討論を終わります。

○議長（下迫田良信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、

採決します。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第41号平成24年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第42号平成24年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について東勝巳議員の発言を許します。

○17番（東 勝巳君） 議案第42号平成24年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について反対の討論を行います。

国民健康保険は他の医療保険に加入しない全ての住民に医療を保障する制度で、現役時代他の保険に入っていた人も、年金生活になると国保に加入をします。国保は誰もが一度はお世話になる医療保険です。

この制度は、高過ぎる保険税で保険証の取り上げ、滞納制裁など被保険者を苦しめる事態が続いています。国保加入者の平均所得、1990年の240万円が2009年には158万円に下がり、1人当たりの保険税は6万から9万円に上がっています。所得は減って保険税は上がるので、滞納が増える。年金生活者や失業者が加入する国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない制度であります。

国保税が高くなった最大の原因は国の予算削減であります。1984年、政府は医療費の45%としていた国庫負担を医療給付費の50%に変え、医療費で言え

ば、国庫負担を45%から38.5%に削減をしました。その後も、国保の事業費や保険料軽減措置など、国庫負担を次々に縮減、廃止。国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1984年の50%から現在24.7%へ半減をしています。

そのため、本市でも滞納者への差し押さえなど徴収強化にもかかわらず、2億円を超える滞納があります。滞納を理由にまともな保険証を使えない被保険者は、24年度決算でも321世帯、約600人に及んでいます。資格証明書や短期保険証、無保険となった人など、医者にかかれず重症化し、死亡する事件が全国で多発しています。2010年、1年間に71名が犠牲になっています。全ての人に保険証を渡し、医療を保障するという国民皆保険を掘り崩す事態です。

現状を改善するため、本県でも国保加入者の税負担を軽減するため、数億円単位の財源を一般会計から国保会計に繰り入れ支援を行っている自治体が、本県で半数を超えようとしています。本市は、国保会計の中に24年度決算で7億3,500万円の基金、貯金を保有しています。全県でも異常に高い基金になっています。被保険者の負担軽減のために、この基金を使って国保税を引き下げ、2億円を超える滞納の改善や、まともな保険証のない被保険者をなくすために役立てる、この要望に応えようとしない市の対応は認めがたいものであります。

国に対し、国保に対する削減分を以前に戻す要求を強めると同時に、基金の取り崩しによる国保税の引き下げの実現を強く求め、討論を終わります。

○議長（下迫田良信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は認定することに決定しました。次に、議案第43号平成24年度いちき串木野市公共

下水道事業特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第44号平成24年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第45号平成24年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第46号平成24年度いちき串木野市国民
宿舎特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起
立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の
方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第47号平成24年度いちき串木野市戸崎
地区漁業集落排水事業特別会計決算認定について討
論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第48号平成24年度いちき串木野市療育
事業特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第49号平成24年度いちき串木野市後期

高齢者医療特別会計決算認定について討論はありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起
立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の
方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第50号平成24年度いちき串木野市水道
事業会計決算による剰余金の処分について討論はあ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに
決定しました。

次に、議案第51号平成24年度いちき串木野市水道
事業会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

△日程第13～日程第41

議案第52号～予算議案第4号一
括上程

○議長（下迫田良信君） 次に日程第13、議案第52号から日程第41、予算議案第4号までを一括して議題といたします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

○総務委員長（濱田 尚君） 総務委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案1件、陳情14件の計17件であります。

去る9月20日委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について報告申し上げます。

まず、議案第52号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、改正しようとするものであります。

説明によりますと、改正の主な内容はまず、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しとして、1点目に、年金所得者に対しては賦課期日、つまり1月1日以後に市外に転出された場合、これまでは普通徴収に変更されていたものを平成28年10月以降は特別徴収が継続されるようにする。2点目に仮徴収と本徴収の徴収額のばらつきを避けるために、仮徴収額を前年度の年税額の2分の1相当額にして、これを日割することで年間の徴収額の平準化を図るものとのこととあります。

次に、金融所得課税の一体化として、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるように税率等の金融所得間の課税方式を均衡化するもので、1点目に、これまで主に上場株式間だけの損益通算であったものを公社債まで拡大して損益が通算できるようにする。2点目に、金融商品によって源泉分離や申告分離など課税の方式がばらばらであったものを損益通算して、申告分離課税方式に均衡化するものとのこととあります。なお、これらの改正

は、平成29年度の市県民税から適用されるとのこととあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号消防ポンプ自動車の購入についてであります。

本案は、羽島分団の消防ポンプ自動車の購入に関する契約を締結するに当たり、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、これまで羽島分団で使われてきた消防ポンプ自動車の使用年数と購入を予定している消防ポンプ自動車の性能面で向上した点について質したところ、使用年数は21年で、性能面については真空ポンプを2機搭載したことで、放水量が従前の毎分1,520リットルから毎分2,660リットルに向上しているとの答弁であります。また、分団の消防車両導入に当たっては、分団からの要望が取り入れられているのかと質したところ、細かな部分については分団の意向に沿った形での導入を図っているとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算第3号中委員会付託分についてであります。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,995万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億8,115万円とするほか、第2条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

9款地方交付税は7,354万4,000円を追加するものであります。説明によりますと、今年度の普通交付税の交付決定額は、48億2,389万7,000円で、実質的な交付税と言われる臨時財政対策債を合わせた額は54億4,432万4,000円になるとのこととあります。

14款県支出金の総務費県補助金9,844万7,000円は、電源立地地域対策交付金824万7,000円と鹿児島県地域振興推進事業費9,020万円の交付決定額による追

加であります。説明によりますと、地域振興事業交付金については、通常枠とは別に平成24年度から鹿児島県の将来の発展につながるような事業を支援するため、県全体で2億円の特別枠が設けられており、今回、本市の薩摩藩英国留学生記念館建設事業に8,800万円の交付決定があったとのことであります。

審査の中で、県の地域振興推進事業交付金の特別枠について、薩摩藩英国留学生記念館建設事業に対し2億円の特別枠のうち8,800万円の交付決定があったが、このことについてどのように捉えているかと質したところ、NHKの大河ドラマの要請なども含め非常にありがたいことだと思っている。大きな観光資源でもあり、県にとっても重要な文化的財産であると認識しており、今後、記念館のオープンに向けて大きな期待を寄せるとともに、気を引き締めて進めていきたいとの答弁であります。

20款市債、1億8,520万円の減額は、総合体育館整備事業や薩摩藩英国留学生記念館建設事業の補助金の交付決定などに伴うものであります。ちなみに9月補正後の市債残高の見込みは、215億9,094万6,000円で、このうち交付税措置率が60%、また合併特例債の活用は40億4,020万円で、活用率としては49%になるとのことであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費、財産管理費の需要費130万円は串木野市庁舎の北側駐車場172平方メートルの舗装等に係る経費であります。同じく委託料100万円は郷野原住宅跡地の地積測量図の作成費用で、境界確定のための調査を行うとのことであります。審査の中で、郷野原住宅跡地の今後の計画について質したところ、道路の付替えは必要だと聞いているが、現時点では一括して処分できればと考えているとの答弁であります。

工事請負費300万円は串木野市庁舎の床張りかえ等の改修事業に係るものであります。説明によりますと、串木野市庁舎1階部分の床改修経費については、文書棚、電算機等の移動が多く見込まれることなどにより追加計上したとのことであります。積立金の市債管理基金3億3,000万円は、地方財政法の規定に基づき、前年度実質収支額6億4,601万1,201円の

約2分の1を積み立てようとするものであります。石油貯蔵施設立地対策等交付金基金3,400万円の減額は、平成26年、27年度に実施予定である消防救急無線デジタル化事業の財源として基金積み立てをしていましたが、本年度当該事業の補助事業が創設され、石油貯蔵施設立地対策等交付金は補助事業との併用ができないことから減額しようとするものであります。共生協働推進費の修繕料120万円は、照島交流センターの空調設備の取替え、川上交流センターの軒天井修繕及び冠岳交流センターの動力ブレーカー修繕に係る経費であります。自治公民館建設整備事業補助金174万7,000円は、湯小路、金山及び元町自治公民館の屋根、外壁の補修などに対する補助金であります。

9款消防費、消防施設費の工事請負費377万円の減額は、袴田地区の防火水槽設置の見直し等によるものであります。説明によりますと、袴田地区に当初計画していた防火水槽については、地区内の道路が狭く、設置することで近隣住宅への影響等が想定されることから、工事の手法を水槽埋設から消火栓設置に変更して後年度実施するとのことであります。災害対策費4,158万円は、防災行政無線戸別受信器900台の購入費用であります。

説明によりますと、デジタル対応の戸別受信器については、昨年度1万3,000台を購入し各世帯に設置したが、今回学校、病院、福祉施設など各事業所用として900台を購入するとのことであります。審査の中で、戸別受信器については従前のものは使用できなかったのかと質したところ、従前のアナログ式受信器の電波使用の許可は、デジタル式に移行するまでの暫定的なものであり、今後は使用できなくなるとの答弁であります。また、購入する900台の戸別受信器の事業所等への配付の考え方について質したところ、5人以上の事業所と公共施設が600カ所程度あり、また、大きな施設については複数台の設置を希望されているところもあり、今後調整していきたいとの答弁であります。

次に、第2条地方債の補正についてであります。地方債は、合併特例事業債について1億8,520万円を減額し、限度額を16億9,280万円としようとする

ものであります。本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、平成23年第4回定例会から平成25年第2回定例会までに付託され継続審査となっております、平成23年分陳情第13号、平成24年分陳情第2号、第3号、第6号、第8号、平成25年分陳情第1号から第5号及び第7号から第10号、計14件の陳情審査の経過の概要と結果について一括して御報告申し上げます。

これらの陳情は、川内原子力発電所1、2号機の再稼働に反対するもの、川内原子力発電所3号機増設の白紙撤回を求めるもの、再生可能エネルギーへの転換を求めるものなど原発関連の陳情であり、本委員会においては、これらの陳情に対する参考人招致を行うとともに、行政視察を行うなど審査を続けてまいりました。

平成25年6月議会までの審査の中では、再び福島のような事故が起こったら日本は住めない国になるのではないかと、国民世論も原発ゼロの方向に向いていることから採択すべきという意見や、原発事故が起きた場合、一番の被害を受ける本市の議会が態度を決められないのは市民の生命がかかわるということを考えれば不親切ではないかと、国が方針を出す前に地方から意見を上げることが重要という意見などが述べられる一方で、国民全体としては原発ゼロの方向にかじが切れていると感じるが、原発がなくても夏は乗り越えられたという背景には、火力発電所のフル稼働など網渡り的な対応で何とか乗り切れたという状況も研修した。再生可能エネルギーだけでは電力供給は補えないと感じることから、CO₂の問題も含め、ベストミックスという考え方についての議論も必要という意見や、一昨年本市議会で既に全会一致の決議を行っている、国の方針等を待つて結論を出してもいいのではないかとという意見などが述べられ、結果、継続審査を求める委員が多数であったことから、継続して審議してまいりました。

9月20日の審査の中では、今年は記録的猛暑だったが原発なしでも電力を補えることが立証された年だと思ふし、自然エネルギーの普及も急速なテンポで進んできている。今の原発は、使用済み核燃料や

汚染水処理の問題などを考えると行き場を失っており、このような状態の中、再稼働を認めるという感覚が理解できないという意見や、今、原発の全電源が停止しているが、この夏は余裕があったという報道もあり、再稼働についてはこれを認めるべきではない。議員の任期切れも視野に入れると結論を出すべきであるという意見が述べられた一方で、趣旨がわからないわけではないが、国のエネルギー政策が今年中には出されるであろうという報道もあることや、隣接市としての交付金の関係、それらを見きわめて判断していくべきことでもあり、慎重に審議を深めるべきであるという意見が述べられたものであります。

これら原発に関連する14件の陳情については、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより総務委員長の報告に対する質議に入ります。

質疑はありませんか。

○16番（福田清宏君） 日程第15から第28、陳情14件の委員会審査について伺います。

去る7月18日開会の議員全員協議会において、いちき串木野市議会基本条例第5条自由討議に基づいて、原発に関する意見交換が実施されました。この自由討議の内容は委員会審査においてどのように活かされましたでしょうか。お伺いをいたします。

○総務委員長（濱田 尚君） 委員会の中では、自由討議はあったということでありましたけれども、その内容が活かされたというような委員会の審査の内容はございませんでした。

○16番（福田清宏君） いちき串木野市議会基本条例が制定をされて、初めてこの第5条自由討議に基づいて議員全員協議会が開催されました。その協議会の中で発言された議員の内容に鑑みれば、委員長報告に疑義を挟むところがありましたので、ただいまの委員長報告のようなことであつたとすれば、なおさら委員長の報告に疑義を挟むところがありましたので、お尋ねをしたようなことでもあります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入りますが、予算議案第4号については3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第52号いちき串木野市市税条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号消防ポンプ自動車の購入について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

お諮りします。

平成24年分陳情第8号川内原発1、2号機の再稼働を認めないことを求める陳情から陳情第9号川内原発再稼働を容認しないよう求める陳情までの陳情6件については一括して討論・採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、平成24年度分陳情第8号から陳情第9号までの陳情6件については、一括して討論・採決することに決定しました。

これより、討論に入ります。

東勝巳議員の発言を許します。

○17番（東 勝巳君） ただいま議題になっております川内原発1、2号機の再稼働を認めないことを求める陳情など6件について一括賛成の討論を行います。

福島原発事故発生から2年半、現在同原発から大量の汚染された地下水が海に漏れ続け、地上タンクからも高濃度の汚染水が外洋に漏れるなど、次々と汚染が発見され、コントロールできない非常事態となっています。原発事故の収束も原因の検証もないもとで、川内原発に限らず原発の再稼働などあり得ないことであります。15万人の福島県民が避難生活を余儀なくされ、子供たちに広がる甲状腺がん、子供たちの未来、なりわいの農林漁業の未来に不安が広がっています。

本市は川内原発に隣接し、市内全域が20キロ圏に含まれており、福島原発の過酷事故は他人事ではありません。今、原発再稼働反対は国民多数の声になっています。報道によりますと、7月半ばの原発再稼働についての世論調査の結果によりますと、朝日新聞が、反対が56%、賛成が28%。毎日新聞が、反対が53%、賛成が37%。共同通信、反対が50.6%、賛成が40.4%。参議院選挙直後については、パネルを準備しましたので。

参議院選挙直後は、朝日新聞が反対が52%、賛成が33%。毎日新聞が、反対が56%、賛成が36%。共同通信、反対が58.3%、賛成が32.5%。日経新聞、反対が55%、賛成が29%になっております。

さらに9月26日付で行った神村学園の駅前のシール投票では、川内原発再稼働について賛成が29、反対が86、わからないが71と、再稼働反対の結果が示されています。また、本市では昨年の知事選挙でも原発に対する市民の意思が示されております。

原発再稼働反対の多くの国民、市民の声に応える陳情の採択に賛成し、討論を終わります。

○議長（下迫田良信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、

採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択と決定されました。

○議長（下迫田良信君） 次に平成23年分陳情第13号川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見書提出についての陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択と決定されました。

次に、陳情第1号川内原発3号機の建設中止と1・2号機の廃炉を求める陳情について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択と決定されました。

次に、陳情第4号原発・原発依存の自治体運営からの撤退を求める陳情について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択と決定されました。

次に、陳情第8号川内原発1・2号機の再稼働並びに3号機の増設中止を求める陳情について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択と決定されました。

次に、陳情第10号全ての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発1、2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択と決定されました。

次に、平成24年分陳情第6号原発からの撤退、再生可能エネルギーへの転換を求める陳情について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択と決定されました。

次に、平成24年分陳情第2号原発から撤退し再生可能エネルギーを活用した地域づくりを求める陳情について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し

ます。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択と決定されました。

次に、平成24年分陳情第3号電源開発促進税の用途を改め再生可能エネルギー等に活用するよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択と決定されました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長宇都隆雄君登壇〕

○教育民生委員長（宇都隆雄君） 私ども教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案4件、予算議案4件、請願1件、継続審査の陳情2件の計11件であります。

去る9月18日に委員会を開催し、陳情2件を除き書類審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査

を実施したところであります。

まず、議案第54号いちき串木野市子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

本案は、平成24年度に制定された、子ども・子育て支援法第77条第3項に基づき、子ども子育て会議の組織及び運営に関して必要な事項を定めるため制定することとあります。

説明によりますと、この会議が行う業務は、市内の幼稚園及び保育所などの利用定員の設定、子ども子育て支援事業計画の作成及び進行、管理について審議することとあります。

委員の数は20名以内とし、構成は、学識経験者、児童福祉団体、PTAなどの児童関係団体、幼稚園・保育所等代表者、学校長、関係行政機関、公募による住民代表を予定していることとあります。

審査の中で、本会議が行う業務の中に幼稚園及び保育所などの利用定員の設定とあるが、定員を変更した場合の措置費の予算の裏づけはなされるのかと質したところ、措置費については、国の子ども・子育て会議において審議中であり、現段階ではまだ示されていないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、改正しようとするものであります。なお、今回の改正は、株式譲渡などの金融所得課税の一体化が図られることに伴い、国保税の所得割の課税についても改正しようとするものであります。

審査の中で、国保税収への影響額について質したところ、損益通算が広がったことによるマイナス部分と、課税方式の均衡化によるプラス部分があるため、増減は一概に言えないこととあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の制定についてであります。

本案は、総合体育館の新設に伴い、新たに総合運動公園内の体育施設に係る条例を制定するほか、関係条例の整備をしようとするものであります。

なお、総合運動公園内の体育施設とは、総合体育館のほか、多目的グラウンド、庭球場、パークゴルフ場の計4施設であります。

総合体育館の使用料については、県内の同等規模の体育館使用料を参考に料金区分を設定しようとするすることとあります。

審査の中で、総合体育館の優先利用について、市民を優先するのか、それとも市外の合宿等を優先するのかと質したところ、合宿等の利用の際は市民の方々も同時に利用できるよう努めていきたいことと、施設利用の申し込み方法については、基本的には従来どおりとしながらも、調整できるところは調整をお願いし、市民優先に努めたいとの答弁であります。

また、体育館の管理体制、トラブル等への対応について質したところ、当分の間、できるだけ市職員が昼間は常駐することとし、トラブルに対するマニュアル等の勉強や接遇の研修も管理人ともども行っていきたいとの答弁であります。

関連して、総合体育館の防犯、警備の体制について質したところ、セキュリティに関する防犯については現在検討中であり、他市の体育館の状況を参考にしながら検討を進めていきたいとの答弁であります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号バスケットゴールの購入についてであります。

本案は、総合体育館のバスケットゴールを購入することについて、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、バスケットゴールの製品名、メーカー名を特定した理由について質したところ、選定に当たり、鹿児島県バスケットボール協会や九州バスケットボール協会にも意見を求め、さらには、他市

の状況等も参考にしながら、国産の製品を選定したとのことで、故障やメンテナンスにも迅速な対応ができるとのことであります。

本案は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中委員会付託分についてであります。

まず、歳入についてであります。

12款使用料及び手数料は、本年10月開館予定の総合体育館使用料であります。

13款国庫支出金は、総合体育館建設に際する国庫補助金2億1,823万2,000円の計上であります。

19款諸収入は後期高齢者市町村療養給付費負担金過年度返還金と、総合体育館太陽光発電売電収入が主なるものであります。

次に、歳出についてであります。

3款民生費の1項社会福祉費は、平成24年度障害者自立支援給付費等の国庫県支出金返還金であります。

2項2目児童運営費は、新規事業として、保育士等処遇改善臨時特例事業1,487万円が主なるものであります。

3目保育所費は、生福保育所運営費1,273万6,000円の追加であります。

4款衛生費の1項3目健康増進事業費は、平成24年度がん検診推進事業の国庫支出金返還金であります。

9目墓地費は、市営墓地維持補修費の追加で、木原墓地の通路ガードパイプ、階段の設備・設置、階段補修を行うものであります。

2項2目塵芥処理費は、地域清掃等に係る収集経費の追加であります。

10款教育費の1項教育総務費は、串木野西中学校の部活動生用のスクールバス運行委託料の追加であります。

5項社会教育費3目公民館費は、新たに市来地域公民館駐車場整備事業として、駐車場のアスファルト舗装を行うもので、効率よく駐車できるよう整備を行うとのことであります。

5目青少年教育費は、青少年健全育成市民会議に

おいて重点目標とされた市民総ぐるみの挨拶運動を展開するための推進経費とのことであります。

6項保健体育費3目体育施設費は、パークゴルフ場駐車場整備1,012万円と、少年用サッカーゴール8対の購入費用250万円が主なるものであります。

7目学校給食センター管理費は、排水処理施設水中ブローポンプ取替等、修繕費の追加であります。

審査の中で、パークゴルフ場の駐車場について、今の駐車台数では不足が生じているかと質したところ、現在の駐車スペースは約60台あるものの、100名以上が参加する大会が年に十数回あり、駐車スペースを確保する必要があることから、現在、未舗装部分となっているところを舗装し、とめやすくするとのことであります。

また、総合体育館の太陽光発電の売電について質したところ、太陽光パネルは全部で780枚あり、発電量は最大150キロワットで、本市の日照条件により試算すると1年当たり14万2,000キロワット、1日当たりでは389キロワットになるとのことで、この389キロワットは一般家庭のおよそ15軒分の1日分に相当するとのことであります。なお、1キロワットの売電価格は消費税込みで42円、契約期間は20年とのことであります。

本案は、付託分について賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主なるものは、国庫支出金等精算返還金で、平成24年度の国庫負担金の療養給付費等負担金など精算を行った結果、過大交付分を国・県へ返納しようとするものであります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主なるものは、歳出の7款諸支出金3,025万4,000円の追加で、平成24年度精算に基づく国庫支出金等の返還金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主なるものは、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金51万6,000円の追加であります。これは、出納閉鎖整理期間中に納付された、平成24年度分の保険料等について広域連合に納付しようとするものであります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号教育予算の拡充についてであります。

本件は、いちき串木野市大里4001の3石神齊也氏から提出されたものであります。

請願の主旨は、我が国はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、1クラスの学級規模を引き下げる必要があり、教育を受ける機会均等を保障するため、義務教育費国庫負担水準の堅持を求めるものであります。併せて、就学援助制度の拡充や学校設備整備費、教材費、図書費など、国の教育予算拡充を求める意見書の提出を要請されたものであります。

審査の中で、この請願の本旨は「義務教育費国庫負担制度の堅持」と、「教育予算の拡充」、この二つにある。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は重要であり、教育の機会均等を保障するためには、義務教育費国庫負担制度の堅持が必要であるとの請願趣旨に賛同する意見が述べられたのであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、陳情2件を除き、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第54号いちき串木野市子ども・子育て会議条例の制定について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の制定について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号バスケットゴールの購入について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました

次に、国特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特算議案第2号平成25年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号教育予算の拡充について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は採択されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長西別府 治君登壇〕

○産業建設委員長（西別府 治君） 産業建設委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案2件、継続審査となっておりました陳情1件の計6件であります。

去る9月19日、委員会を開催し、陳情1件を除き

審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第58号いちき串木野市家畜導入事業基金条例の制定についてであります。

本案は、鹿児島県家畜導入事業実施要綱の一部改正に伴い、貸付対象の範囲を拡大しようとするもので、これまでの高齢者等特別導入事業を廃止し、新たに家畜導入事業基金を設置するものであります。

説明によりますと、これまでの貸付対象者は概ね60歳以上の高齢者であり、現在、この基金を借りている方は12戸の農家16頭分であるが、今回の改正により、若くして畜産業を営む方にも貸し付けが可能になるとのことです。

審査の中で、貸付金額の限度額について質したところ、限度額は1頭当たり50万円であるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号いちき串木野市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、特定公共賃貸住宅に係る入居者の資格を緩和するもので、災害により滅失した住宅に入居していた被災者については、所得要件の下限をなくすことで、入居しやすい環境を整えるものであります。

説明によりますと、本市の特定公共賃貸住宅はウッドタウンの2戸であり、月額所得15万8,000円以上48万7,000円以下の方が対象であるが、災害により滅失した住宅に入居していた被災者については、月額所得15万8,000円以下でも入居できるようになるとのことです。

審査の中で、特定公共賃貸住宅はウッドタウンの2戸とのことであるが、被災された方がそれより多くなった場合の対応について質したところ、特定公共賃貸住宅以外の公営住宅において対応が可能であるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号市道の廃止及び認定についてであります。

本案は、道路新設に伴い、運動公園線を廃止し運動公園1号線として認定するとともに、新たに運動公園2号線を認定するため、議会の議決を求められたものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中委員会付託分についてであります。

まず、歳出の5款労働費の1項労働諸費3目勤労青少年ホーム管理費は、調理室の調理台やブラインド、照明器具等の修繕料の追加であります。

次に、6款農林水産業費の1項農業費7目農業施設維持費は、農業用水路や農道など維持補修費の追加であります。

9目土地改良事業費は、農業農村整備事業環境情報協議会の開催に係る委員の出席謝金及び川北地区環境保全会の区域変更による負担金の追加等であります。

審査の中で、環境情報協議会ではどのような協議を行うのかと質したところ、この協議会は、県が来年度以降実施する串木野防災ダムの改修に伴い、ダム一帯に係る動植物の情報等について意見交換を行い、環境に配慮した事業を進めるための協議を行うものであるとの答弁であります。

次に、2項林業費2目林業振興費は、森林整備加速化・林業再生事業補助金2,350万円の計上であります。

説明によりますと、本事業は、薩摩川内市の中越パルプ工業が新たに設置する木質バイオマス発電施設に供給する良質なチップを製造する事業者に対し、供給に必要な施設整備を行うことに対する国の補助事業であり、財源は全額県補助であるとのことです。

審査の中で、この事業により期待される間伐促進等への効果について質したところ、発電施設で使用するチップは、杉・ヒノキ等の間伐材を利用したものであり、本市における間伐促進も期待できるとの答弁であります。

なお、事業導入にあたり、適切な間伐が行われるよう、事業者に対し指導していききたいとのこととなります。

3目市有林管理費は、野元保安林の不用木伐採等に係る委託料300万円の追加であります。

審査の中で、伐採により、防風林としての機能が損なわれることがないか質したところ、保安林において立木等を伐採する場合は県の許可が必要であり、野元保安林の保安林としての機能を低下させることがないよう、県に意見を求めながら事業を実施していききたいとの答弁であります。

4目林道費は、林道中ノ平線及び林道西岳線の修繕料200万円の追加、5目治山費は、公共治山事業、羽島横須地区等の事業費決定に伴う鹿児島県治山林道協会負担金の計上であります。

次に、3項水産業費3目漁港管理費は、市来漁港の看板等設置に係る修繕等の計上であります。

次に、7款商工費1項商工費3目観光費の主なるものは、国民宿舎特別会計への繰入金90万円の追加であります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、市道別府上名線の訴訟に係る弁護士委託料43万1,000円の計上であります。

2項道路橋梁費1目道路維持費は、市内一円の道路補修に係る修繕料1,500万円及び手数料100万円、原材料費180万円の追加と、市道口之町9号線ほか3路線の工事請負費3,680万円の計上が主なるものであります。

2目道路新設改良費は、市道野元平江線等に係る調査測量設計委託料1,210万円と、市道海瀬坂下線ほか5路線の工事請負費1億4,140万円が主なるものであります。

審査の中で、市道海瀬坂下線改良事業の完成予定時期と総工事費について質したところ、完成予定は平成27年秋ごろ、総工事費については約4億5,000万円を見込んでいるとの答弁であります。

3目交通安全施設事業費は、市内の交通安全施設の修繕料300万円の追加であります。

委員の中から、通学路の安全対策については万全を期してほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、3項河川費1目河川維持費は、市が管理する河川の維持補修に係る経費の追加や、オコン川の塩入橋付近の堆砂等の除去に係る工事請負費500万円の計上であります。

次に、5項都市計画費5目公園事業費は、市内の公園の維持補修費の追加であります。

次に、6項住宅費1目住宅管理費は、浜西住宅の外壁補修に係る修繕料240万円と住宅リフォーム事業補助金3,000万円の追加であります。

委員の中から、住宅リフォーム事業については、商工会議所等へも事業内容について説明するなど事業者等へのさらなる周知に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

2目住宅建設費は、平成26年度以降に建設するウッドタウン住宅のコスト削減を図るための設計委託料125万円と、公営住宅整備基準改正によるウッドタウン住宅の省エネ対策工事に係る工事費250万円の追加であります。

予算議案第4号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳出において、吹上浜荘男子浴室天井の維持補修に係る修繕料の追加で、これに見合う歳入は、一般会計からの繰入金であります。

説明によりますと、本年7月に、男子浴室でコンクリート片が天井を突き破り落下したため、調査したところ、天井裏のコンクリート部分や支柱の傷みが激しく、早急な補修が必要であったことから、現計予算で即対応をしたとのこととなります。今回、この対応により不足することとなった修繕料90万円を追加するものであるとのこととなります。

審査の中で、建物の全体的な老朽化への対応について質したところ、現在の建物を最大限有効活用するために維持補修を行いながら管理していききたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件に

ついて、陳情1件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） ここで申し上げます。

12時を経過しておりますが、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

御了承ください。

これより、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第58号いちき串木野市家畜導入事業基金条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号いちき串木野市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号市道の廃止及び認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国宿特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第4号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する3常任委員長の報告は可決であります。

本案は3常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決します。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩します。

議員控室のほうにお集まりいただきます。

休憩 午後0時08分

再開 午後0時21分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、教育民生委員長から、意見書案第2号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を日程に追加し、議題とすることと決定しました。

△追加日程第1 意見書案第2号

○議長（下迫田良信君） それでは、追加日程第1意見書案第2号を議題といたします。

教育民生委員長の趣旨説明を求めます。

〔教育民生委員長宇都隆雄君登壇〕

○教育民生委員長（宇都隆雄君） ただいま議題とされました意見書案第2号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」趣旨説明を申し上げます。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応、さらには、いじめや不登校等生徒指導の課題も深刻化しており、きめ細やかな対応が求められています。

しかしながら、我が国の将来を担う子供たちへの教育環境の充実は、極めて重要であるにもかかわらず

ず、GDPに占める教育予算の割合はOECD加盟国31カ国の中で、日本は最下位となっています。また、義務教育費国庫負担制度の国負担割合の引き下げは、地方自治体財政を圧迫している現状にあります。

このようなことから、政府関係機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、教育の機会均等を保障するため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

2、就学援助制度の拡充、学校設備整備費、教材費、図書費、学校・通学路の安全対策など教育予算の拡充のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（下迫田良信君） これから、質疑に入ります。

意見書案第2号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第42 所管事務調査の結果報告について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第42所管事務調査の結果報告についてを議題とします。

総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

○総務委員長（濱田 尚君） 当委員会では、所管事務調査の調査事項として、防災対策（原発を含む）を設定し、調査を行ってまいりました。

常任委員会の任期満了を控え、これまでの調査結果を取りまとめ、ここに御報告申し上げます。

防災対策については、福島県本宮市、宮城県気仙沼市、岩手県宮古市の行政視察などを行い、調査を進めてまいりました。

本宮市においては、東日本大震災で、家屋、道路、教育施設、上下水道等に大きな被害を受け、また、福島第一原子力発電所の事故により広範囲にわたって放射性物質が飛散して環境汚染を引き起こしたことにより、除染活動に多大な労力が費やされています。

このような災害を一刻も早く乗り切り、市民の笑顔、そして、ふるさと本宮を取り戻すために、震災・原子力災害復興計画が策定され、復興が進められているところであります。

今回の震災においては、停電により電化製品が使えなかったり、断水によりトイレの水が確保できなかったりしたほか、食料確保やガソリン供給の問題など、市民生活にかかわる想定外の事態が発生したとのことであります。

本宮市内には、1級河川が流れていることから、水害対策についての備えは十分な対策がとられていたが、複合災害についての対策は十分ではなかったとのことであります。

本市においても、単独の災害についての対策はもちろんのこと、複合的な災害についてもしっかりと対応ができるようにしておくことが必要であるとの意見集約をしたところであります。

また、原発事故の影響は、仮置き場の問題や風評被害など、この地域が原発から50から60キロ離れているにもかかわらず、地震の被害以上に大きな爪痕を残しています。

今後、原子力防災対策の細かな検証とともに、今後のエネルギー政策についても十分な議論が必要であるとの意見集約をしたところであります。

次に、気仙沼市においては、東日本大震災により、

1,000人を超える死者、行方不明者や8割を超える事業所が被災するなど、甚大な人的、物的被害が出ております。

特に、電力供給が大きな問題となり、災害対策本部も、電力が復旧するまでは、本庁舎から防災センターに移されています。また、防災行政無線は、震災後2日間はバッテリーで使用できたとのことでありますが、その後は、電力の復旧が遅れたため使用できず、情報を伝えられなかったとのことであります。

気仙沼市では、このような状況を踏まえ、電源の確保について、ソーラー発電など、電気がストップしても情報の伝達ができるような仕組みづくりや、非常用発電機の設置などが検討されていました。

また、応急仮設住宅の建設については、住宅のコミュニティ形成への取り組みに重点が置かれ、仮設住宅ごとに、従来の自治組織にかわる組織が立ち上げられるなど、住民が孤立化しないための対策がなされています。

本市においては、停電時に備え、市庁舎の非常用発電機の整備などが進められていますが、復旧が長引いた場合の燃料確保や庁舎が被災した場合の対応等についても考慮しておく必要があります。

また、大災害となった場合の、仮設住宅のコミュニティ形成の考え方については事前に検討しておくことで、スムーズな対応が可能になるものと考えます。

次に、宮古市においては、東日本大震災により、500人を超える死者と20人の消防職員等が殉職されたほか、家屋の倒壊や電力などライフラインへの大きな被害が出ております。

また、市の本庁舎が、1階の天井あたりまで浸水したとのことでありますが、行政機能面では、住民基本台帳や税関係の情報が入ったサーバーが2階にあったことから被害を免れており、数日後には窓口業務が再開されています。

宮古市の地域防災計画においては、本市と同様、避難所運営に当たり職員が配置されることになっていますが、発災当初は津波により市庁舎から身動きが取れなかったこともあり、避難所になっている学

校職員などの初動対応で何とか避難者の受け入れが行われており、今後、避難所への無線機の設置や、物資の備蓄について検討するとともに、学校職員や他避難所の施設管理者、自主防災組織などと、より連携を深めて素早い対応が可能となるような仕組みづくりの構築を図るとのことでありました。

宮古市においては、多くの消防職員などが殉職されていますが、被災した他の自治体においては、首長や幹部職員が亡くなったケースもあったことから、行政機能を維持するためには、このような場合の対応についても、しっかりとしたマニュアルづくりの必要性を感じます。

また、職員が避難所に即時に行けない場合の対応や、避難所との通信手段、避難所における物資の確保、電算関係の行政データのバックアップ等の問題についても検証しておく必要があるとの意見集約をしたところであります。

以上で、市当局の積極的な対応方を要望し、所管事務調査の報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

総務委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長報告のとおり承認することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、総務委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長の報告のとおり承認されました。

△日程第43 所管事務調査の結果報告について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第43所管事務調査の結果報告についてを議題といたします。

教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長宇都隆雄君登壇〕

○教育民生委員長（宇都隆雄君） 当委員会では、所管事務の調査項目として、環境問題、教育問題、健康問題、福祉問題、医療費抑制の五つの項目を設定し、先進地行政視察をはじめ、さまざまな調査を行ってまいりました。

常任委員の任期満了を控え、これまでの所管事務調査の内容を取りまとめましたので、その結果について報告いたします。

まず、環境問題についてであります。

平成24年4月、東日本大震災に伴うがれき受け入れに関する陳情が当委員会に付託されたことから、常任委員会での審議のほか、がれきの現状を詳細に把握するため、宮城県多賀城市への行政視察を行いました。

多賀城市を視察地として選定した理由は、東日本大震災の震源地に近く、甚大な被害があったにもかかわらず、迅速な対応により、市単独で災害等廃棄物の中間処理施設を建設しがれきの中間処理を行っており、がれき処理の現状や処理工程など詳しく調査ができると考えての選定であります。

実際に、中間処理施設のプラント内部に入ることができ、がれき処理の過程や進捗状況について詳しく説明を受けるとともに、処理施設内の様子を見学することができました。

施設内では、膨大な量のがれきを、廃木材やコンクリートから混合廃棄物、さらに堆積物などに分別し、それぞれ種類ごとに、洗浄、破碎、改質等の処理を行います。そして、分別処理後の可燃物については、2メートル四方の大きさに圧縮こん包の処理がなされ、ビニールシートでくるまれた状態で保管されていました。

市担当者の話では、この圧縮こん包された山積みとなっている可燃物の処理が、地元だけでは到底処理しきれない数量であることから、その処理について他県にも協力をお願いしたいとのことでありました。

また、宮城県石巻市を訪れ、がれきの処理状況と被災及び復興の現状を調査したところ、津波被害のあった場所はそのままの状態、全くとっていいほど復興が進んでいませんでした。

このようなことから、早急な復興が必要であると

いう点については十分理解し、協力を惜しまない考えではあるものの、がれき処理受け入れについては、慎重な姿勢で対応しなければならない。多賀城市のように、中間処理が適切に行われている施設からの可燃ごみ等のがれき処理受け入れは十分に検討の余地があると考えられるものの、そうでないものについては前向きな決断は難しいとの意見集約をいたしております。

次に、教育問題についてであります。

当委員会では、いじめや不登校問題を初め、学校現場の現状や課題について調査研究を行ってまいりました。

全国的に不登校やいじめの問題が数多く報道されていることから、平成24年7月に実施した市教育委員との意見交換会では、教育に関する現状や課題についてと題し、意見の交換をいたしました。

その中で、いじめや不登校などの現況についての報告を受け、それに対する意見交換がなされ、現状の把握と対応策を適切に行ってほしい旨の意見が述べられたのであります。

また、平成24年11月には、教育週間に合わせて、市内小中学校14校の学校訪問を行っております。それぞれの学校で授業の様子を見ることができ、生き生きとした子供たちの様子に触れ、総体的に本市の児童生徒は元気よく礼儀正しく挨拶し、とても気持ちのよいものでうれしく感じました。

校舎等の施設面では、一部の学校で老朽化が進んだ建物があり、木造部分の腐食や外壁等の改修が必要な個所については早急な対応をすべきとの意見が述べられております。

現在、耐震補強にあわせて、改造、改修工事を年次的に計画し実施されており、現状の再確認を行い、事故等が起こる前に適切な対応をと願うものであります。

次に、福祉問題についてであります。

認知症対策の調査として、認知症見守りネットワーク事業を先進的に進めている群馬県高崎市を視察いたしました。

高崎市では、見守り安心ネットワーク事業の中で、携帯電話のメール機能を活用して、認知症高齢者の

徘徊、行方不明時における対策を講じております。平成24年度当初で、この事業の中心となる安心ほっとメール登録者は4万5,000件で、そのうち見守り情報登録者は1万5,000件を数え、また、認知症サポーター養成講座を年間43回開催し2,333人が受講するなど、積極的な取り組みを行っております。

また、市職員が認知症高齢者に扮しての徘徊模擬訓練も実施してまいりました。

このように、先進的な取り組みを進めているものの、課題も多く、市域が本市の約4倍と広大で、37万人の人口規模からするとまだまだ関心が低く、サポーターの数が不足している状況にあるとのことで、安心ほっとメールへの登録の呼びかけ、認知症高齢者への関心を高めること、あるいは、声かけの重要性の周知などを図りながら、積極的に取り組みを進めていきたいとのことであります。

本市でも、年に数回、行方不明者等の情報が防災行政無線で流され、捜査が行われていることから、高齢化が進む中、本市の実情に合った取り組みを期待するところであります。

以上、市当局の積極的な対応方を要望し、所管事務の調査報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

教育民生委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長報告のとおり承認されました。

△日程第44 所管事務調査の結果報告について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第44所管事務

調査の結果報告についてを議題といたします。

産業建設委員長の報告を求めます。

[産業建設委員長西別府 治君登壇]

○産業建設委員長（西別府 治君） 常任委員会の任期満了を控え、所管事務調査のこれまでの調査内容を取りまとめましたので、その結果について報告いたします。

当委員会では、所管事務調査項目として、農林水産業の振興策、商工・観光・交通運輸、公共事業（社会資本整備）について設定し、先進地行政視察をはじめ、いちき串木野商工会議所との意見交換会など、さまざまな調査を行なってまいりました。

今回の先進地行政視察は、年間約300億の水揚げを誇る神奈川県三浦市、東日本大震災の津波で壊滅的な被害を受け、「魚のまち」復興に向けて各分野で事業展開する岩手県釜石市、天然メバチマグロをブランド化している宮城県塩竈市などを調査してまいりましたので、まず、神奈川県三浦市について御報告申し上げます。

三浦市は、マグロ漁の水揚げでは全国有数の三崎漁港を中心に発展してきた歴史があります。水揚げは、昭和43年の9万4,592トンがピークで、以降、減少傾向にあるものの、マグロの目利きをする仲買人が100人以上いることで、高品質のマグロが集まる物流が生まれ、それに伴い水揚げするマグロ船が増加し、地元船のマグロ母港基地化が確立されています。

当委員会としては、本市においても「マグロのまち」を印象づけるような効果的なPRが必要である。マグロの水揚げについては、仲買人等関係者への理解を求め、熊本や福岡などの消費地への搬送費用等を含めた予算面の検討が必要であると意見を集約いたしました。

次に、岩手県釜石市は、世界有数の三陸沖漁場と変化に富んだリアス式海岸を持つ市で、定置網等の漁船漁業や、養殖業を中心とする沿岸漁業が盛んに行われてきました。

しかし、東日本大震災の津波により深刻な被害を受け、中でも第一次産業に占める割合が高い水産業は、被害総額約100億円となる壊滅的な打撃を受け

ました。

このような中、「魚のまち」復興に向けて、各分野で復旧指針をもとに、陸揚げ岸壁、荷捌施設から優先的に整備し、平成27年度末を目途に、防波堤等を含めた漁港施設全体の復旧が進められています。

また、宮城県塩竈市は、親潮と黒潮が合流する好漁場である三陸沖を間近に控えた水産業を主要産業とする港湾都市で、特に、「鮮度・色つや・脂のり」等を兼ね備えた天然メバチマグロを、仲買人の目利きとしての誇りと確信を持ってブランド化をしています。

釜石市と同様、東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、漁業者が一致団結して協力して、漁業の復興に取り組まれております。

当委員会としては、本市特産の水産物についても、ブランド化することにより、新規販路の構築などに努めていく必要があるとの意見を集約いたしました。

次に、いちき串木野商工会議所との意見交換会について報告いたします。

当委員会では、昨年11月と本年7月の2回にわたり、いちき串木野商工会議所において、中心商店街の現状や今後のあり方等について意見交換してまいりました。

全国的に商店街が疲弊してきている中で、本市の中心街をどう活性化していくか、活発な意見交換がなされたところであります。

この間、空き店舗活用促進事業を実施するなど中心市街地の活性化に取り組んでいる鹿屋市、沈滞化していた商店街を元気にすべく、まちのコミュニティハウス「豊栄ひつとべ館」を建造して、手づくり物産、体験フェアなどを実施している肝属郡東串良町の豊栄商店街など、商店街活性化の取り組みについても調査を行っております。

商工会議所、議会、行政の三者においても協議を行っており、このことが空き店舗対策等の予算化につながったものと考えております。

商店街の活性化は、集まってくる人々を生き生きさせるという原点に返ることが必要であります。当委員会としては、今後も商工会議所・商店街の皆さんや議会・行政等が、連携強化と情報交換を図り

ながら、一体となってさらなる活性化に取り組んでいく必要があると確信したところであります。

以上をもって、産業建設委員会所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（下迫田良信君） これから、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

産業建設委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設生委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長報告のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申し出がありますので許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。

さて、私にとりまして、いよいよ任期最後の議会を終えるわけでございまして、まことに感無量のものでございます。

振り返りますと、平成21年11月8日に執行されましたいちき串木野市長選挙におきまして、市民の皆様方から温かい御支援、御指示を賜り、2期目の市長として市のかじ取りをさせていただくようになってから、合併後の4年間で積み上げた礎の上に市民の皆様が安心して豊かに暮らせるための諸施策に取り組み、夢と希望を持って躍動するまちづくり、住んでよかったと誇りを持って暮らせるまちづくりに

全身全霊で取り組んでまいりました。

これもひとえに議員の皆様を初め、市民の皆様市政に対するお力添えによるものと心から感謝を申し上げる次第であります。

今後とも、市民の皆様が将来にわたって夢と希望に燃え安心して暮らせる町であるとともに、すばらしい地域社会を形成するため、議員の皆様を初め市民の皆様のお力添えをお願いを申し上げますとともに、本市の大いなる飛躍と、市民の皆様御健勝と御多幸を心から御祈念申し上げます。

さて、今議会は、議員の皆様方にとられまして任期最後の定例会でございまして、皆様方の胸中、まことに感慨深いものがあるかと存じます。

議員各位の御労苦に感謝し、御功績をおたたえ申し上げ、敬意を表する次第であります。

次期選挙において出馬をされる方々の御健闘を祈念し、今期で御勇退されます方々を初め、議員の皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、平成25年第3回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会副議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員